慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	サムエル・ヘンデル著『チャールズ・エヴァンズ・ヒューズと最高裁判所』
Sub Title	Samuel Hendel : Charles Evans Hughes and the supreme court
Author	平, 良(Taira, Ryō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1953
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.26, No.2 (1953. 2) ,p.60- 65
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19530215-0060

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

な足跡を殘していることは興味のあるところである。これは、いうまでもなく一方においては、歴史的・社會的なはげしい動搖が、そのコモン・ローの變革に大いに影響したことは無視しえないが、同時に、その業に直接に加つた裁判官、特に連邦最高裁判所の裁判官の負うた役割を過少に考えることが許されるということを意味しているわけでない。すなわち、すでに、ホームズ・カードーゾ、或いはフランクフルター等の諸裁判官については、「偉大な法律家」という觀點から幾つかの興味ある著作が見られる。

本書は、その一人であるヒューズを中心にこの時代に生じたコモン・ロー上の諸問題、特にアメリカ憲法上の多くの問題を取り上げている。ヒューズ Charles Evans Hughes, 1862—1948 は、ホームズが偉大な反對意見家 The Great Dissenter として知られているのとは逆に、常に多數の側に加つている、と風評されていることがあつたにしても、又、その判決に當つて政治的になりすぎている、ということがあつたにしても、この偉大な法律家に對する憲法、及び、法の上において占めた役割を正しく評價することは必要である。

この書は、ニュー・ヨーク州辯護士會會員であり、ニュー・ヨーク市大學助教授であるサムエル・ヘンデルによつて書かれている。これは、いわばヒューズの全生涯の傳記的な素描の役割を果しているが、著者が意圖しているところは、前大戰を中心としたウイルソンの新しい自由への考え方と、それ以後におけるルーズヴェルトのニュー・ディールの時代といつた、政府の權力が市民權をおびやかし立法部・行政部が裁判所へ挑戰し、先例拘束の理論がその價値を

Charles Evans Hughes and the Supreme Court,

by Samuel Hendel;

1951, Kings Crown Press,

Columbia University;xii, 337 pp.

サムエル・ヘンデル著

チャールズ・エヴアンズ・ヒューズと最高裁判所

一

パウンドが法における偉大な法律家による解釋 great-lawyer interpretation に言及して、「……裁判官の判決を通してコモン・ローの精神を説明しようとする人は、今日では、思い切つたことをする人だ、といえよう。」(The Spirit of the Common Law, p. 33) といつている今世紀のアメリカにおいて、そのコモン・ローの變革に大きな役割を負い、憲法と法の番人としての裁判官が偉大

問われ、それに對して裁判所においては、違憲法令審査權を有力な武器として戰つていた時代に、ヒューズが最高裁判所判事として、又、長官として、どのような觀點から憲法上の問題を處理して來たのかということを通してヒューズの占めた役割を明らかにしようとしているものである。

二

著者はヒューズが、最高裁判所判事であつた一九一〇年から、一九一六年まで、及び、同長官であつた一九三〇年から一九四一年までを中心に、本書を六部、二一章に分つている。第一部は「一裁判官の形成」として、「學識・分別及び品性」という一章からなる、これはヒューズの誕生から、その裁判官としての業にたずさわるにいたるまでの初期の公生涯をスケッチしたものである。彼が後に裁判官として仕事を行うに當つて、その卓越した見識がその前半生においてどのように養われたか、ということに答えるものである。その誕生や教育の過程は別にして、我々が先ず問題にされるのは、共和黨の候補として立ち、勝を占めたニュー・ヨーク州知事として一九〇七年より一九一〇年にいたるまで如何なる「統治の哲學」(五頁)を以て臨んだか、という點にあろう。その行政官としての職にもかかわらず彼の法律家としての素養は、裁判所に對する尊敬を失わせることはない。彼の有名な、「我々は憲法の下にある、しかし、憲法は裁判官が何であるかをいつたことなのである。」といい、「自由の保證、及び連邦權力の授與ということをともなつた憲法は、最終的には最高裁判所がその意味を決定したところのものである。」というのは、此の時代におけるヒューズの講演にも明らかにされている(一一・一二頁)。

三

こうして、一九一〇年に四五歳で、タフト大統領によつて連邦最高裁判所判事として指命され、フーラー長官の下において、法律家として新しい仕事についたのである。第二部は「合衆國最高裁判所判事」として、「自由と權威の調和」「適法手續・法の前の平等保護と警察權能」「公契約・契約條項と警察權能」「通商の統制・國家及び州權力」「簡單な評價」という五章から成つている。ヒューズは此の時代に一五一の意見を書き三二の反對意見を加えている(一八頁)。前記の問題について、憲法上の解釋が種々生じた。それは、連邦憲法修正第一三條における强制的苦役に關する事件、鐵道規則及び、社會立法における適法手續條項について、國家權力がどの限度において介入するのであるかという事柄が問題とされている。ここにおいて、ヒューズは適法條項からは特權の與えられない個人に對し立法上の制限が行われることを明らかにしようとしている。又、法の前の平等保護については立法部の制限を排するためにためらうところがない(三五頁)。契約條項において問題となる點は公契約に關する事項である。しかして公契約に關する損害に課せられた制限は憲法上制定された法によるよりも、むしろ、裁判官制定法によるのであり、ヒューズ以外の裁判官は誰も契約條項に對する制限を畫するために、行きすぎた行動をした者はない(四五頁)。

合衆國において特に問題を生じた事項に、それが連邦制度である

ことから生ずる、國家、及び、州權力の問題であり、このことは通商の統制、ということと關連して考えられたものである。この時代においては、一般になお未だマーシャル判事の見解以上に新しいものを加えてはいないと解されてはいるが、ヒューズは若干の違旨多數意見を述べている場合もあるにせよ概して裁判所の多數側に加つているように思われる。しかして彼によつては「憲法によつて定められた範圍内において、國家が優る。」ことが明らかにされている（六二頁）。

著者ヘンデルは、ヒューズの裁判官としての此の時代に簡單な評價を第六章において加えている。彼は指導的な役割を果したのであり、その意見は憲法上の原則についての最も重要な、有益な表明である、という幾分買いかぶられた表現を引用している（六四頁）。公益と私益の調整なる統治の哲學を裁判官として實現を試み、連邦權力に對する信念からする、國家、及び、州權力の調和を裁判所の側において考えている。更に注意すべきことは憲法問題を最終的に解決する者として、最高裁判所は正義と自由に對する基本的な役割を負うもの、と考えているのである（六六頁）。要するに、この時代におけるヒューズは、裁判所の中において最も自由を尊重したメンバーの一人であつた。

四

第三部は「中間時代」すなわち、ヒューズが後に最高裁判所長官に選ばれるにいたるまでの一九一六年より一九三〇年までの時代であり「市民と公僕」「歴史的な論爭」の二章から成つている。

ウィルソンに對抗した、共和黨の大統領候補として立ち、敗れ、しばらく在野の法曹として實務にたずさわつていた。一九一七年に合衆國が大戰に加り非常事態となり、又、ボルシェヴィーキ革命の餘波として、アメリカにおいても見られた社會主義者の運動に對しては「暴力を用いた個人に對して公訴された場合は別として、政治的な行動について結合している市民團體を、それが平和的な統治を否定するからといつて……訴えようとするのは最も重要な誤りである。」（七三頁）と、市民の自由の側に立つているのを見る。一九二一年より一九二五年にいたる間、ハーディング大統領の下に國務長官の職についている。この時代は第一次大戰の戰後處理、國際連盟、國際裁判所、パン・アメリカ會議、シベリア出兵、軍縮會議という問題の山積された時代であつた。一九二五年に實務にもどつたが、一九二六年に國際仲裁裁判所のメンバーとなり、一九二八年より、又、國際司法裁判所判事なる職にたずさわつている。こうした、政治家としての閲歴が、後に最高裁判所長官として指名されるに及んで、果してその中立性を考える上に適當なものであるか、という「歴史的な論爭」をひきおこすにいたつたのである。

一九三〇年に、最高裁判所長官タフトが職を去るにいたつたので大統領フーバーは、共和黨の指導的なメンバーであるヒューズをその後任として指名し、上院の司法委員會に承認を求めるにいたり、ここにアメリカ合衆國史上最もはげしかつたという最高裁判所長官の職に關する論戰が展開されるにいたつた。著者ヘンデルは此の點に興味を持ち、委員會において論ぜられた意見について豐富に引用することによつて、此の間の事情を明らかにしようとするのであ

る。ここにおいては、單に政爭上のかけひきを越えて問題が論ぜられ、五二對二六を以て「上院はチャールズ・エヴァンズ・ヒューズを合衆國最高裁判所長官に指名することに同意」したのである（八八頁）。しかし、この指名の過程を通して激しく論ぜられたところが、後に、ルーズヴェルトの司法部改革という大論爭をひきおこした。

五

第四部、及び、第五部は、彼の業績の大成された時代、すなわち合衆國最高裁判所長官の時代（一九三〇年より一九四一年まで）である。第四部は「合衆國最高裁判所長官」として、その「位置」「訴訟上の適法手續と政府の權力」「經濟上の利益に影響する適法手續」「憲法における知的自由」「法の前の平等と警察權能」「私契約・契約條項と警察權能」「連邦組織、政府機關の課稅免除」、第五部は「合衆國最高裁判所長官・憲法は『過程か、入口か?』」として「重要な連邦制定法」「立法權の委任」「通商の統制」「裁判所への攻擊」として「一時代の終、再審理と退却」に終る各章に分れている。

時に、あたかも、一九二九年に始る大恐慌の時代である、產業復興法 N.I.R.A. 農業調整法 A.A.A. 及び全國勞働關係法 N.L.R.A. が、その合憲性を問われた時代である。ヒューズはその地位にある間に二八三の意見を書き、反對意見は二三にすぎない。

第四部において述べられているところは、新しい諸立法の合憲性についての問題、というよりは、むしろ、從來の傳統的な憲法上の諸問題に關連した新しい事件の處理に關するものである。ヒューズが判事であつた時代と異つて、この時代においては、適法手續においても、その訴訟手續の問題としてのみならず、次第に實體的な關連を以て問い直され、テキサス油田をめぐる軍法との關連、婦人の最低賃金といつた問題が「公益に影響する」といつた點と關係して論ぜられている。しかも、ヒューズはいわば憲法上保障された自由を維持するのに熱心であつた（一三二・一三五頁）。大戰、及び、その後の不安定な社會において市民の、表現、出版、思想、信仰の自由といつた問題についても、或は、共產主義運動の制限の形において、非戰論者（良心的兵役忌避者）の問題として、又、檢閲の問題として少なからざる事件の解決を裁判所に求めている。ここにおいても、憲法修正第一條の智的自由について、それを進歩せしめる形において具體化することに努めているのである（一五七頁・八頁）。法の前の平等保護に關しても、かつて問題とされたところではあるが、この時期に問題とされたニグロに關しては、「平等にしかし分離して」（一六二頁）という原則を認ている。

これらに對し、更に一層憲法上の問題として解決を求められるものは、經濟的不況、すなわち緊急時における特別の制定法の效力である。これは有名な、ミネソタ州讓渡抵當モラトリアム法をめぐる一九三四年の事件であり、サザランド判事他の反對意見があるとはいえ五對四で合憲性を認めた、という事件である。ヒューズは「緊急事態であるからといつて權力が生み出されるものではない、しかし、緊急事態においては、權力を行使する機會を與える。」としている（一七三頁）。ここにおいては、ヒューズは、ブランダイス、ストーン、ロバーツ、カードーゾの進歩的な諸判事の多數意見にくみして

いる。又、ヒューズがニューヨーク州知事であつた時から自ら考えていた連邦組織に對する問題は、政府機關に對する課税、及び政府使用人の俸給に對する課税と關連して問われるにいたつたのである。

六

凡ゆる人にとつて興味を持つて見られるところは、民主黨政府をひきい、又、立法上の改革を主要な武器とした、ルーズヴェルトのニュー・ディールの諸改革に對し、「かつては、共和黨の有力な指導者であつた。」又、裁判官としても「政治的である」と目されていた、ヒューズの裁判所が、違憲法令審査權を有力な武器として戰つた一九三〇年代におけるアメリカ法上の諸問題についてである。これは又、新しい資本主義と古い資本主義、新しい自由と古い自由がどのように爭われて行つたか、ということでもあり、ベンタムとブラックストーンの問題を一世紀後に新しい背景のもとに對決させたものでもあつた。

A.A.A.; N.I.R.A.; N.L.R.A を主要なものとして、テネシー峽谷會社 T.V.A.; 瀝青炭保存法 Bituminous Coal Conservation Act 鐵道恩給法 Railroad Retirement Act 等をめぐつて生じた、立法權の委任・通商の統制ということに關連した憲法上の諸問題がある。この結果重要な法律について、しばしば、五對四の評決を以て否決されるにいたつて、ニュー・ディールは甚だしく「覆えされる。」（二四六頁）にいたつたのである。しかしこのことは世論の批判するところとなり、遂には一九三六年のルーズヴェルトの司法部改革案に拍車をかけることとなり、この改革案そのものについては成功することは無かつたが、それにひきつづく時代において「再審査と（裁判所の）退却」を餘儀なくされ、自由放任の時代の死滅（二五四頁）、という、一時代の終末を畫するにいたつたのである。一九三七年三月より、ヒューズが職を退く一九四一年六月にいたる間は連邦議會制定法中一つとして無效とされるものはなかつた。これは、一九三五年一月より一九三六年五月にいたる間に一二の制定法が一部又は全部を無效とされたことに比すると驚くべきことである（二七五頁）。このことは、經濟的諸立法への司法部の干渉が終り、「アメリカ憲政上の最高裁判所の長くひきつづいた衰退を前兆する、」と考えられている（二七五頁）。しかし、裁判所がこの權限を有する以上は、法の有效性に關して將來とも全くこれを使用するということが失われてしまつているわけではないのである。

七

一九四一年六月ヒューズはその職を退いている。その申し出に對しルーズベルトは彼の業績をたたえている。著者はこれについて、大統領の思いやりが純粹のものであるかは不確實ではあるが、かつての裁判所との爭は過去のものとなつたのであり、裁判所の構成員は變り、ヒューズ自身もニュー・ディール立法に贊成しているのであり、儀禮的な意味でたたえているだけではないと考えている（二七七頁）。職を去るに臨んで保守的な、又、自由主義的な新聞は彼に贊辭を送つた。かくして一九四八年四月二七日、八六歳を以て世を去つた。本書の第六部は「チャールズ・エヴァンズ・ヒューズと違憲法令審査」として、その點から見た彼に對する「評價」から

成つている。違憲法令審査については、かつてマーシャル判事によつて取り扱われて以來しばらくは見るべき成果を持たず、ヒューズの裁判所において有力な武器として選ばれたものであり、結果としては司法部の「退却」の形において終つたものであるにしても、それを奪われてしまうどころか、再確認することになつたのである。この法令審査權はいくつかの批判にたえながらヒューズのいうところの正義と合理性に從つた裁判、法的な安定性に支えられ、又、連邦組織の保護者として、市民の自由の保護者としての裁判所において、なお「法の支配」を支えて行く手段として存續している、といえよう（二八五―二九四）。

我々が、アメリカ、イギリス法における「法の支配」と違憲法令審査を課題とされる時に、一九世紀初頭のマーシャルと並んで必ず二〇世紀のヒューズを記憶から去ることは出來ない。法に對して考えられる幾つかの解釋に加えて、この偉大な法律家を通しての解釋も、又、興味をそそるものがあろう。（平　良）